

新居浜市中小企業融資制度

中小企業の皆さまを対象とした新居浜市の融資・助成制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を円滑に融資し、また各種助成金の交付を通じて、市内中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的としたものです。ぜひ、ご活用ください。

制度名	中小企業振興資金		中小企業 緊急経営資金	中小企業 設備近代化資金
	長期	季節		
融資対象	市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合			市内で事業を営んでいる、または営もうとする中小企業者及び組合
	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県信用保証協会の保証対象業種を営んでいるもの ・市税等の滞納のないもの 中小企業緊急経営資金については、直近3か月間の月平均売上が前年同期に比べ、3%以上減少していること。振興資金との併用は不可。ただし、振興資金の借り換え（旧債決済）は可。			
融資条件	愛媛県信用保証協会の保証付き融資申込みについては、原則、経営者本人以外の第三者連帯保証人は徴求しません			
資金用途	運転・設備	運転	運転	設備
融資限度額	500万円	300万円	1,000万円	6,000万円 (対象設備資金の75%以内)
利率()	年1.65%	年1.15%	年1.65%	年1.15%
融資期間	60か月以内	6か月以内	72か月以内	120か月以内
返済方法	据置3か月以内の均等返済	一括返済	一括返済または据置12か月以内の均等返済	据置12か月以内の均等返済
保証料率	0.45～1.66%			0.45～1.90%
保証料助成	融資金を期日までに完済した場合、融資金500万円を限度として、愛媛県信用保証協会に支払った保証料相当額の助成が受けられます。返済完了後60日以内に市商工労政課への申請手続きが必要です。			
利子補給	返済開始日から1年を経過する日までの期間に支払った利子を助成します。(遅延なく返済した場合。融資金500万円を限度とする。)該当する期間内の最終支払日から60日以内に市商工労政課への申請手続きが必要です。 平成20年10月1日～平成24年3月31日の間に実行された融資が対象となります。			
取扱金融機関	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)	伊予銀行 愛媛銀行 東予信用金庫 広島銀行 百十四銀行 香川銀行 高知銀行 愛媛信用金庫 (市内本・各支店)
お申し込み	新居浜商工会議所 TEL(0897)33-5581			

利率は、融資決定時の日本政策金融公庫国民生活事業の普通貸付の利率を基準とします。

振興資金(長期)及び緊急経営資金は、基準利率-0.5%

振興資金(季節)及び設備近代化資金は、基準利率-1.0%

一覧表の利率は、平成23年11月10日現在